

## ひきこもりに係る支援推進会議設置要綱

令和3年9月24日

3福保生地第866号

改正 令和4年4月12日

4福保生地第98号

改正 令和5年8月30日

5福祉生地第282号

## (設置目的)

第1条 東京都ひきこもりに係る支援協議会の提言を契機として、身近な地域である区市町村は相談・支援の担い手としての体制を構築し、東京都（以下「都」という。）は区市町村との連携及び後方支援を一層推進することが必要である。そのため、区市町村と都が都内全域のひきこもりに係る支援推進の機運醸成を図るとともに、都の施策や区市町村の好事例等を情報共有することを目的として、都は「ひきこもりに係る支援推進会議」（以下「支援推進会議」という。）を設置する。

## (組織)

第2条 支援推進会議は、別表1に定める構成員をもって組織する。

2 この会の下部組織として、より詳細な情報共有を行うため、「ひきこもりに係る支援推進会議連絡会」（以下「連絡会」という。）を置く。連絡会は、別表2に定める構成員をもって組織する。

## (所掌事項)

第3条 支援推進会議及び連絡会（以下「支援推進会議等」という。）の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 都内全域のひきこもりに係る支援推進の機運醸成
- (2) 都の施策や区市町村の好事例等の情報共有
- (3) その他、必要な事項に関すること。

## (座長)

第4条 支援推進会議等には、座長を1名置く。

2 座長は、支援推進会議では東京都福祉局次長、連絡会では福祉局生活福祉部生活支援担当課長とする。  
3 座長は、支援推進会議等を代表し、会務を総括する。  
4 座長に事故があるとき又は欠けたときは、座長があらかじめ指名する者が座長の職務を代理する。

## (招集等)

第5条 支援推進会議等は、座長が招集する。

2 座長は、必要に応じて専門家若しくはその他の関係者（以下「専門家等」という。）の出席を求めて意見を聞き、又はこれらの者から必要な資料の提出等を求めることができる。

(支援推進会議の公開)

第6条 支援推進会議は原則公開とする。ただし、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）第7条に規定する非開示情報等を取り扱うとき等であって、座長が公開を不適当と認めるときは、この限りではない。

(事務局)

第7条 支援推進会議等の庶務は、東京都福祉局生活福祉部地域福祉課において処理する。

(専門家等への謝礼の支払)

第8条 第5条第2項に掲げる専門家等の支援推進会議等への出席に対し、「各検討委員会における委員謝礼金の単価設定について」に基づき、謝礼を支払うこととする。ただし、東京都の職員は、支払の対象から除くものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援推進会議等の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和5年7月1日から適用する。

別表1

(支援推進会議 構成員)

東京都	1 福祉局次長 2 保健医療局地域保健担当部長 3 福祉局生活福祉部長 4 福祉局高齢者施策推進部長 5 福祉局子供・子育て支援部長 6 福祉局障害者施策推進部長 7 産業労働局雇用就業部長 8 教育庁指導部長 9 教育庁地域教育支援部長 10 生活文化スポーツ局若年支援担当部長
区市町村	<p>以下の自治体におけるひきこもりに係る支援の主となる担当部長級職員（部長級がいない自治体にあっては課長級職員）</p> <p>千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御藏島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村</p>

別表2

(連絡会 構成員)

東京都	1 福祉局企画部政策推進担当課長 2 福祉局企画部福祉保健医療連携推進担当課長 3 保健医療局保健政策部地域保健政策担当課長 4 福祉局生活福祉部生活支援担当課長 5 福祉局高齢者施策推進部在宅支援課長 6 福祉局子供・子育て支援部家庭支援課長 7 福祉局障害者施策推進部精神保健医療課長 8 産業労働局雇用就業部就業施策調整担当課長 9 教育庁指導部主任指導主事（不登校施策担当） 10 教育庁地域教育支援部主任社会教育主事 11 生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課長
区市町村	<p>以下の自治体におけるひきこもりに係る支援の主となる担当課長級職員</p> <p>千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御藏島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村</p>